

○京丹後市建設工事指名業者格付基準

平成17年8月30日

告示第123号

京丹後市指名業者格付基準（平成16年京丹後市告示第145号）の全部を改正する。

京丹後市建設工事に係る指名業者の格付基準は、次に定めるところによる。この場合において、総合評定値、技術者の数及び完成工事高平均額については、経営事項審査における数値によるものとする。

第1 土木一式工事及び下水道工事

- 1 Aa級は、難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること。
- 2 A級は、次の要件のすべてを満たす者とする。
 - (1) 土木一式工事の総合評定値に別途基準により定める主観点数を加えた点数（以下「土木一式工事における等級区分点」という。）が780点以上であること。
 - (2) 土木一式工事における完成工事高平均額が1億円以上であること。
 - (3) 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士が2人以上いること。
 - (4) 土木工事業において、特定建設業の許可を受けていること。
 - (5) 市内に本店を置いていること。
- 3 B級は、次の要件のすべてを満たす者とする。
 - (1) 土木一式工事における等級区分点が700点以上であること。
 - (2) 土木一式工事における完成工事高平均額が5,000万円以上であること。
 - (3) 1級若しくは2級土木施工管理技士又は1級若しくは2級建設機械施工技士が1人以上いること。
 - (4) 市内に本店を置いていること。
- 4 C級は、A級及びB級以外の者で、土木一式工事の経営事項審査及び総合評定値の通知を受けており、かつ、市内に本店を置く者で、土木一式工事における完成工事高平均額が500万円以上の者とする。
- 5 D級は、A級、B級及びC級以外の者で、土木一式工事の経営事項審査及び総合評定値の通知を受けており、かつ、市内に本店を置く者とする。

第2 建築一式工事

- 1 Aa級は、難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること。
- 2 A級は、次の要件のすべてを満たす者とする。
 - (1) 建築一式工事の総合評定値に別途基準により定める主観点数を加えた点数（以

下「建築一式工事における等級区分点」という。)が760点以上であること。

(2) 建築一式工事における完成工事高平均額が1億円以上であること。

(3) 1級建築施工管理技士又は1級建築士が2人以上いること。

(4) 建築工事業において、特定建設業の許可を受けていること。

(5) 市内に本店を置いていること。

3 B級は、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 建築一式工事における等級区分点が650点以上であること。

(2) 建築一式工事における完成工事高平均額が5,000万円以上であること。

(3) 1級若しくは2級建築施工管理技士又は1級若しくは2級建築士が1人以上いること。

(4) 市内に本店を置いていること。

4 C級は、A級及びB級以外の者で、建築一式工事の経営事項審査及び総合評定値の通知を受けており、かつ、市内に本店を置く者で、建築一式工事における完成工事高平均額が1,000万円以上の者とする。

5 D級は、A級、B級及びC級以外の者で、建築一式工事の経営事項審査及び総合評定値の通知を受けており、かつ、市内に本店を置く者とする。

第3 水道施設工事

1 Aa級は、難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること。

2 A級は、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 水道施設工事の総合評定値に別途基準により定める主観点数を加えた点数（以下「水道施設工事における等級区分点」という。）が740点以上であること。

(2) 土木一式、管及び水道施設工事の完成工事高平均額の合計額が1億円以上であること。

(3) 1級又は2級土木施工管理技士が2人以上いること。

(4) 水道施設工事業において、特定建設業の許可を受けていること。

(5) 市内に本店を置いていること。

3 B級は、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 水道施設工事における等級区分点が650点以上であること。

(2) 土木一式、管及び水道施設工事の完成工事高平均額の合計額が5,000万円以上であること。

(3) 1級又は2級土木施工管理技士が1人以上いること。

(4) 市内に本店を置いていること。

- 4 C級は、A級及びB級以外の者で、水道施設工事の経営事項審査及び総合評定値の通知を受けており、かつ、市内に本店を置く者とする。

第4 電気工事

- 1 Aa級は、難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること。

- 2 A級は、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 電気工事の総合評定値に別途基準により定める主観点数を加えた点数（以下「電気工事における等級区分点」という。）が720点以上であること。

(2) 電気工事における完成工事高平均額が5,000万円以上であること。

(3) 1級電気工事施工管理技士が1人以上いること。

(4) 電気工事業において、特定建設業の許可を受けていること。

(5) 市内に本店を置いていること。

- 3 B級は、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 電気工事における等級区分点が600点以上であること。

(2) 電気工事における完成工事高平均額が1,000万円以上であること。

(3) 1級又は2級電気工事施工管理技士が1人以上いること。

(4) 市内に本店を置いていること。

- 4 C級は、A級及びB級以外の者で、電気工事の経営事項審査及び総合評定値の通知を受けており、かつ、市内に本店を置く者とする。

第5 管工事

- 1 Aa級は、難易度の高い特殊工事等を専門に請け負う業者であること。

- 2 A級は、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 管工事の総合評定値に別途基準により定める主観点数を加えた点数（以下「管工事における等級区分点」という。）が720点以上であること。

(2) 管工事における完成工事高平均額が5,000万円以上であること。

(3) 1級管工事施工管理技士が1人以上いること。

(4) 管工事業において、特定建設業の許可を受けていること。

(5) 市内に本店を置いていること。

- 3 B級は、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 管工事における等級区分点が620点以上であること。

(2) 管工事における完成工事高平均額が1,000万円以上であること。

(3) 1級又は2級管工事施工管理技士が1人以上いること。

(4) 市内に本店を置いていること。

4 C級は、A級及びB級以外の者で、管工事の経営事項審査及び総合評定値の通知を受けており、かつ、市内に本店を置く者で、管工事における完成工事高平均額が150万円以上の者とする。

5 D級は、A級、B級及びC級以外の者で、管工事の経営事項審査及び総合評定値の通知を受けており、かつ、市内に本店を置く者とする。

附 則

この告示は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月9日告示第37号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月22日告示第113号）

この告示は、平成22年4月22日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第90号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。